

令和 2 年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	7
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	9
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	10
国 民 健 康 保 険 事 業	11
住 宅 事 業	13
介 護 保 険 事 業	15
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	17

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	19
水 道 事 業	23
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	31
簡 易 水 道 事 業	33

令和2年度 小樽市 一般会計予算

令和2年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,126,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市	税	千円 13,810,900
	1 市民資産税	5,339,900
	2 固定資産税	6,222,300
	3 軽自動車税	208,800
	4 たばこ税	904,500
	5 特別土地保有税	1,000
	6 都入湯税	50,000
	7 都市計画税	1,084,400
2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税	329,001
	2 自動車重量譲与税	78,000
	3 地方道路譲与税	216,000
	4 森林環境譲与税	1
	5 特別とん譲与税	16,000
3 利子割交付金	1 利子割交付金	14,000
4 配当割交付金	1 配当割交付金	25,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	14,000
6 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	118,000
7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	3,009,000
8 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	33,000
9 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	26,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	395
12 地方特例交付金	1 地方特例交付金	51,700

款	項	金額
13 地方交付税	1 地方交付税	千円 15,043,000 15,043,000
14 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	14,000 14,000
15 分担金及び負担金	1 負担金	182,099 182,099
16 使用料及び手数料	1 使用料	990,396 607,215
	2 手数料	383,181
17 国庫支出金	1 国庫負担金	11,578,076 10,311,672
	2 国庫補助金	1,243,076
	3 国庫委託託金	23,328
18 道支出金	1 道負担金	3,505,782 2,858,449
	2 道補助金	413,525
	3 道委託託金	233,808
19 財産収入	1 財産運用収入	54,235 51,110
	2 財産売却収入	3,125
20 寄附金	1 寄附金	2 2
21 繰入金	1 特別会計繰入金	1,570,765 64,431
	2 基金繰入金	1,506,334
22 繰越金	1 繰越金	1 1
23 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	2,425,651 45,000
	2 預金利息	11
	3 貸付金元利収入	2,071,580
	4 雑収入	309,060
24 市債	1 市債	5,331,500 5,331,500
歳入合計		58,126,504

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 265,839 265,839
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税基本台帳費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統計調査員費 6 総務管理費	1,965,928 1,657,537 73,795 159,159 2,944 68,568 3,925
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活年金費 4 国民生活年金費 5 国民生活年金費	24,862,577 11,867,518 4,877,440 7,966,333 3,552 147,734
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健衛生費 3 清掃費	4,600,163 1,959,036 529,950 2,111,177
5 労働費	1 労働諸費	72,561 72,561
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	132,900 119,113 13,787
7 商工費	1 商工費	2,368,734 2,368,734
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 都住宅費 6 港灣費	5,630,946 12,793 2,867,101 63,199 1,208,746 59,789 1,419,318

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 1,026,212 1,026,212
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校校費 5 中学校校費 6 中学校校費	3,095,664 111,430 1,091,375 887,125 387,686 471,904 146,144
11 公債費	1 公債費	4,923,760 4,923,760
12 諸支出金	1 特別会計償還金 2 特別会計償還金 3 特別会計償還金	483,004 295,835 943 186,226
13 職員給与費	1 職員給与費	8,668,216 8,668,216
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	58,126,504

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報化推進事業費 (LGWANファイアウォール装置)	令和3年度から 令和7年度まで	千円 3,995
情報化推進事業費 (内部情報系仮想化基盤及びL3スイッチ等)	令和3年度から 令和7年度まで	72,235
旧緑小学校解体事業費	令和3年度	78,000
防災関係経費 (業務継続計画策定事業費)	令和3年度	900
バリアフリー等住宅改造資金負担金	令和3年度から 令和17年度まで	814
小樽港保安施設改良事業費	令和3年度	57,000

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
除却事業費	268,700	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
新幹線整備事業費	17,100			
鉄道駅整備事業費	96,700			
防災対策事業費	261,400			
町内会館等建設助成事業費	13,900			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
過疎地域自立促進特別事業費	215,200			
民間保育施設等整備支援事業費	700			
環境衛生施設整備事業費	3,300			3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
火葬場整備事業費	43,000			
墓地整備事業費	5,400			
出資金債	18,800			4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
保健所施設整備事業費	15,700			
廃棄物処理施設整備事業費	150,000			
公衆便所整備事業費	10,500			
道路新設改良事業費	593,400			
建設機械整備事業費	15,600			
河川整備事業費	22,500			
都市計画事業費	16,200			
港湾事業費	774,200			
消防施設整備事業費	48,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
消防庁舎建設事業費	693,100			
義務教育施設整備事業費	697,200			
社会教育施設整備事業費	94,900			
臨時財政対策債	1,256,000			

令和2年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和2年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ554,947千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	345,729 345,729
2 財産収入		5,300
	1 財産運用収入	5,300
3 諸収入		50,018
	1 雑収入	50,018
4 市債		153,900
	1 市債	153,900
歳入合計		554,947

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円
	1 港湾整備事業費	255,560 255,560
2 公債費		234,856
	1 公債費	234,856
3 諸支出金		64,431
	1 繰出金	64,431
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		554,947

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 21,400	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
ふ頭用地整備事業費	3,000			
荷役機械整備事業費	84,800			
資本費平準化債	44,700			

令和2年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

令和2年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,561千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 10,582 10,582
2 繰入金	1 一般会計繰入金	22,014 22,014
3 諸収入	1 雑収入	13,965 13,965
歳入合計		46,561

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 45,546 45,546
2 公債費	1 公債費	915 915
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		46,561

令和2年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和2年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,590千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 16,869 16,869
2 繰入金	1 一般会計繰入金	5,449 5,449
3 雑収入	1 雑収入	12,272 12,272
歳入合計		34,590

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 33,827 33,827
2 公債費	1 公債費	713 713
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		34,590

令和2年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,754,972千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円
	1 国民健康保険料	1,922,100 1,922,100
2 道支出金		10,686,963
	1 道補助金	10,686,963
3 財産収入		157
	1 財産運用収入	157
4 繰入金		1,140,722
	1 一般会計繰入金	1,082,403
	2 基金繰入金	58,319
5 諸収入		5,030
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	4,520
歳入合計		13,754,972

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円
	1 総務管理費	356,121 356,121
2 保険給付費		10,531,671
	1 療養諸費	10,503,160
	2 出産育児等諸費	28,511
3 国民健康保険事業費納付		2,858,508
	1 国民健康保険事業費納付	2,858,508
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
5 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
6 基金積立金		157
	1 基金積立金	157
7 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		13,754,972

令和2年度 小樽市住宅事業特別会計予算

令和2年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ817,376千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 552,347 552,347
2 国庫支出金	1 国庫補助金	103,535 103,535
3 財産収入	1 財産運用収入	17 17
4 繰入金	1 基金繰入金 2 一般会計繰入金	32,942 3,571 29,371
5 諸収入	1 住宅敷金収入 2 雑収入	2,835 2,428 407
6 市債	1 市債	125,700 125,700
歳入	合計	817,376

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費	千円 541,445 541,445
2 公債費	1 公債費	275,831 275,831
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出	合計	817,376

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 125,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあつた場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

令和2年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

令和2年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,740,697千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,802,367
	1 介 護 保 険 料	2,802,367
2 国 庫 支 出 金		3,799,985
	1 国 庫 負 担 金	2,494,628
	2 国 庫 補 助 金	1,305,357
3 支 払 基 金 交 付 金		3,825,254
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,825,254
4 道 支 出 金		2,046,962
	1 道 負 担 金	1,938,606
	2 道 補 助 金	108,356
5 財 産 収 入		320
	1 財 産 運 用 収 入	320
6 繰 入 金		2,265,609
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,265,609
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		14,740,697

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 289,884
	1 総 務 管 理 費	151,789
	2 徴 収 費	13,220
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	124,320
	4 趣 旨 普 及 費	555
2 保 険 給 付 費		13,640,726
	1 介 護 サービス等諸費	13,095,020
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	155,730
	3 高 額 介 護 サービス等費	375,773
	4 そ の 他 諸 費	14,203
3 地 域 支 援 事 業 費		747,639
	1 包 括 的 支 援 事 業 費	220,756
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	498,104
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	26,616
	4 そ の 他 諸 費	2,163
4 基 金 積 立 金		56,348
	1 基 金 積 立 金	56,348
5 諸 支 出 金		5,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,740,697

令和2年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,211,855千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,506,629
2 繰入金	1 一般会計繰入金	674,157
3 諸収入	1 受託事業収入	31,069
	2 償還金及び還付加算金	26,321
	3 延滞金、加算金及び過料	2,000
	4 雑収入	10
		2,738
歳入	合計	2,211,855

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	79,180
	2 徴収費	72,364
		6,816
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,130,175
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予備費	1 予備費	2,000
		500
歳出	合計	500
		2,211,855

令和2年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	388床
(2) 年間入院患者数	128,480人
(3) 年間外来患者数	218,700人
(4) 一日平均入院患者数	352人
(5) 一日平均外来患者数	900人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器購入費 300,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	11,882,220千円
第1項 医療収益	11,113,673千円
第2項 医療外収益	665,053千円

第3項 附帯事業収益 103,294千円

第4項 特別利益 200千円

支 出

第1款 病院事業費用	12,361,468千円
第1項 医療費用	11,889,105千円
第2項 医療外費用	356,479千円
第3項 附帯事業費用	110,306千円
第4項 特別損失	5,578千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額265,416千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額625千円及び当年度分損益勘定留保資金192,631千円で補填し、一時借入金72,160千円で措置するものとする。)

	収 入
第1款 資本的収入	698,993千円
第1項 企業債	300,000千円
第2項 他会計出資金	398,993千円

支 出

第1款 資本的支出	964,409 千円
第1項 建設改良費	300,000 千円
第2項 企業債償還金	645,689 千円
第3項 長期貸付金	18,720 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
医療機器 整備事業費	千円 300,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和3年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用（給与費）及び附帯事業費用（給与費）の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用（材料費及び経費）の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用（消費税及び地方消費税）の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 6,020,449 千円 |
| (2) 交際費 | 500 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、210,697千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,218,533千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	CTスキャナ	一式
	検査システム及び生化学・免疫検査装置等	一式

令和2年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	62,100 世帯
(2) 年間総給水量	14,600 千m ³
(3) 一日平均給水量	40,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	
イ 配水管整備事業	
事業費	311,430 千円
事業概要	市内一円配水管整備
ロ 改良事業	
事業費	803,187 千円
事業概要	天神浄水場中央監視制御設備工事 ほか
ハ 導・送水管整備事業	
事業費	154,072 千円
事業概要	豊倉送水管布設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,989,407 千円
第1項 営業収益		2,734,573 千円
第2項 営業外収益		254,734 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,754,491 千円
第1項 営業費用		2,483,780 千円
第2項 営業外費用		259,611 千円
第3項 特別損失		1,100 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,312,829千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,149千円、減債積立金425,100千円、過年度分損益勘定留保資金780,580千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,225,402 千円
第1項 企 業 債	1,143,900 千円
第2項 交 付 金	69,175 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	11,531 千円
第4項 他 会 計 補 助 金	696 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代	100 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,538,231 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,332,413 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,205,818 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場建築設備事業費	令和3年度	千円 60,000
加圧ポンプ式給水タンク車購入事業費	令和3年度	22,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 1,143,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和3年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 634,721 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、40,097 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、73,537 千円と定める。

令和2年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数 | 58,400 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 19,766 千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 54,154 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,561,950千円

事業概要 污水管整備
中央8の1号幹線污水管改築工事 ほか

ポンプ場設備の更新
朝里第2污水中継ポンプ場
電気設備(受変電設備)工事 ほか

処理場設備の更新
中央下水終末処理場本館沈砂池棟
機械設備(污水ポンプ設備)工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、

支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)10,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,660,939 千円
第1項 営業収益		2,114,266 千円
第2項 営業外収益		1,546,553 千円
第3項 特別利益		120 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,562,338 千円
第1項 営業費用		3,337,527 千円
第2項 営業外費用		218,711 千円
第3項 特別損失		1,100 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,195,499千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額137,031千円、減債積立金85,521千円、当年度分損益勘定留保資金972,947千円で補填するものとする。)

収入	
第1款 資本的収入	2,193,206 千円
第1項 企業債	868,600 千円
第2項 交付金	508,000 千円
第3項 他会計出資金	368,491 千円
第4項 他会計負担金	115 千円
第5項 他会計補助金	60 千円
第6項 受益者負担金	115 千円
第7項 工事負担金	205,800 千円
第8項 貸付金償還金	242,025 千円

支出	
第1款 資本的支出	3,388,705 千円
第1項 建設改良費	1,574,494 千円
第2項 企業債償還金	1,808,761 千円
第3項 貸付金	5,450 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 800,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和3年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
下水道事業債 (特別措置分)	77,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 232,111 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、638,688 千円である。

令和2年度 小樽市産業廃棄物等処分手業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度産業廃棄物等処分手業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	30,365 t
イ がれき類等	8,936 t
ロ 廃プラスチック類等	5,558 t
ハ 土 砂	15,871 t
(2) 一日平均埋立処分量	119 t
イ がれき類等	35 t
ロ 廃プラスチック類等	22 t
ハ 土 砂	62 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分手業収益	147,682 千円

第1項 営業収益 146,392 千円

第2項 営業外収益 1,290 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分手業費用 147,525 千円

第1項 営業費用 142,393 千円

第2項 営業外費用 4,132 千円

第3項 予備費 1,000 千円

(資本的収入)

第4条 資本的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 50,000 千円

第1項 貸付金償還金 50,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

27,685 千円

令和2年度 小樽市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 給水事業所数 | 49 社 |
| (2) 年間総給水量 | 288 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 789 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 改良事業

事業費 155,800 千円

事業概要 樽川配水ポンプ所電気計装設備・機械設備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 簡易水道事業収益	135,217 千円
第1項 営業収益	70,091 千円
第2項 営業外収益	65,126 千円

支出

第1款 簡易水道事業費用	144,507 千円
第1項 営業費用	133,858 千円
第2項 営業外費用	9,549 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,385千円及び当年度分損益勘定留保資金19,115千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	210,243 千円
第1項 企業債	155,800 千円
第2項 道補助金	14,795 千円
第3項 他会計出資金	38,772 千円
第4項 他会計補助金	876 千円

支出

第1款 資本的支出	242,743 千円
第1項 建設改良費	156,052 千円

第2項 企業債償還金 64,498 千円

第3項 出 資 金 22,193 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 155,800	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和3年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,895 千円
(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、59,153 千円である。